

第一回

第九部
農林委員會會議錄第九号

昭和二十二年八月二十二日
〔参議院〕

10

1

等の海外輸出の振興にも相當役立つことが期待されると思つております。

この法律は各種の作物の栽培に使用される種子や、球根、苗、苗木、或いは挿種のために使われる母本とか、苗木を仕立てるための穂木や、だいた木等にも適用されるように規定してあるものでございまして、實際には普通に取り扱われるところの蔬菜種子、果樹苗木その他の販賣種苗が対象となり、その種類は農林大臣が指定することになつておるのでございまして。

何人でも自由に種苗の販賣業者となることができるとありますが、その營業所ごとに地元の市町村長に届け出で、市町村長はこれを農林大臣に報告しなければならぬといふことになりました。これは後の規定によりまして、この種苗の取締上の必要に基づくものであります。元來農業生産の根本である種苗を取扱う種苗業者としては、種苗の販賣に當つて、十分責任あるやり方をしなければならぬことは當然でありますので、その趣旨によつたのでございまして。

次に種苗業者が種苗を販賣する場合には、必ず種苗の品種名、生産地、生産年月、發芽率等、種苗の品質に関する表示、即ち保證票の添付を行はせ、これに對して農林省に種苗検査所を設けまして、故意に不正な表示をして需要者に損害を及ぼすことのないよう種苗の検査取締を行い、需要者が安心して種苗を購入使用できるようにいたしたものでございまして。

次にこの法律として前項の不正種苗の取締を行ふ半面優秀なる新品種、新系統の種苗の育成を推進するためにその育成者の名譽を推賞し、その利益を

擁護するように、この育成者は農林大臣に出願いたしました、種苗の名稱の登録を受けることといたしました。

この名稱登録を受けた種苗は、登録を受けた者及びその者から許諾を受けた者でなければ種苗として販賣できないこととして、その販賣について一つの保證を與えておるのであります。

以上が大體ここに提案いたしました農産種苗法の大體の内容でございまして、何とぞ十分御審議の上御可決あらんことを希望する次第でございまして。

○委員長(橋見義男君) それではこれから質疑に入りたいと思つたので、どうぞ……。尙どうでしょうか配布された中で、種苗検査機構の概要という一枚の紙がございまして、或いは御質疑の前に御説明を伺つたらどうかと思つたので……。○委員長(橋見義男君) それでは村田特産課長から御説明願います。

○説明員(村田朝郎君) 検査機構の概要を御説明申し上げます。これはこの臨時議會におきまして別途追加豫算として二百四十六萬八千圓の豫算を御審議願うことになつておるのであります。國の經費を以てしまして種苗の検査をいたすわけでありまして、その經費の大部分は検査所の費用でございまして、本所を一ヶ所、支所を三ヶ所置きまして、そうしてこれに検査員を配置する。尙その外主要生産地に對しては、縣にも検査員技官を置きまして、尙各縣に普く臨時検査員の嘱託員を置くといふことになつておるわけでございます。そうしてその農林省の種苗検査員といふものは臨時出廻りまして、

販賣種苗の採取検査をやるわけでありまして。大體検査される種苗は農林大臣が指定されることになつておりますが、結局をそれらについては保證票がつくわけでございますから、その保證票に間違ひがないかどうかといふことを検査いたしました、間違ひがあるような場合は、この訂正を命ずるというような指導も加えて行くわけでありまして。甚だ簡単でございまして、検査の機構といふことについて御説明を終ります。

それから尙この豫算につきましては、實は新營費等は計上してございまして、この中で、これは本省、農林省の園藝試験場に併設しまして、新しく建物を建てたりなんをするようなことは節約して、人員だけを充實して行きたい。こういうふうな考へております。

○羽生三十七君 ちよつとお尋ねしたいと思つたのですが、一つは、この提案説明にある、つまり優秀な新品種、新系統の種苗の育成を推進するためその育成者の名譽を推賞し、その利益を擁護するうちに、これらの育成者に何らかの方法を講ずるようになつておりますが、固より新品種を發見したり、優良な種苗によつて農産物に貢獻するといふことは非常によいことでありますので、これを保護助成するようなことは固より當然であります。曾て我が國においては發明と言いますが、その研究の公開といふことが要求されたことが可なりあるものであります。つまり或る特定の人が最も優れた研究を獨占して、他のものがこれを利用することを阻むような場合があることを想定して、いわゆる發明の公開といふことが言われたのでありますが、まあ外の化

學工業などと違ひまして、種苗等にはそういう例は殆どないと思つたのですが、一面においてはその名譽なり、或いはその農産物に對する貢獻を推賞、助長すると共に、他面においてそれが餘り獨占的になつて、その人の許可を得なければどうにもならぬといふようなことが、弊害を伴わない程度にやつて頂きたいと、こういうふうに思ふのが一つと、もう一つお尋ねしたいことは、つまり種を検査する場合に恐らくその一部分を検査されるに違ひない。販賣する種全部を検査するということは、恐らく私は不可能だと思つたのですが、その場合、その結果を當該種苗の購買者がその結果を表す場合は、少くとも半年なり一年の後であります。その場合、一部分の種苗に検査を適用されて、他を全部それから推して量るとか、その邊はどういうふうな扱いをされるのでありますか、ちよつとお尋ねしたい。

○政府委員(井上夏次君) 第一項の問題だけ私からお答えして置きます。今御指摘のような折角優良品種なり又新しい新系統に基いて種苗の育成を行つたとして、これが特定の登録を受けた人だけが、一種の獨占的な權限を振舞ひましたために、全體の品種改良にならない。又増産にならないといふような場合は、いろいろの弊害が起つて参りますので、政府におきましては、そういうものがよく起るということを豫想いたしました。それを名稱登録を受けました新品種等に對しまして、需要者側から要求がありました場合は、當然生産販賣をさすように指導すると共に、又それを殊更に拒む場合は、折角名稱登録をいたしました本人

の登録を取消すという非常手段をとつても、それを一般にできるだけ利用するようにいたしたい積りでありますから、その點は御心配のないように願つたと思つた。

○説明員(村田朝郎君) 第二番目の問題でございまして、これは採取検査をやるという建前になつておりますので、それを實際扱われるのは販賣種苗の中の一部分になるわけでありまして。ただその業者として種苗の販賣を業としようとするものが、帳簿を備へ附けることといふことが出ておりますので、それでその帳簿によりまして同一の不正な種苗が、どの程度あるかといふことの推定が大凡つくわけでありまして。その場合は一つその販賣を停止いたして置かしまして、果してそれが不正なものであるかどうかという判定が確實になりました場合はその訂正を命ずるか、或いは販賣の禁止を命ずるかといふことになるわけでありまして。で検査は、採取でございまして、その帳簿によりまして、それに同一の不正種苗がある場合は、これも停止、或いは訂正を命ずるということができるわけでありまして。

○羽生三十七君 それに關聯してもう一つお尋ねしたいことは、つまり種で検査する場合にこれはよく分りますが、その種をその種の作成者が揃いて、それを種苗にして、外に賣る場合に、實際問題として個々の農家、例えば私の地方に非常に澤山な人が、例えば「うり」「なす」、トマト等の苗を買つておるわけでありまして。ところが個々の農家において種ばかりでなく、種苗も検査されるわけでありまして。

○説明員(加藤要君) 只今のお話の點

「は「なす」ならば「なす」」「きうり」ならば「きうり」」

くその業者が從來或いは毎年良い苗を

をいたしてもよろしいし、又任官をし

ございまして、そこで基本的な品種改

の育成者の名譽を推賞し、その利益を

査員というものは隨時出廻りまして、

言われたのでありますが、まあ外の化

は、折角名稱登録をいたしました本人

○説明員(加藤要吉) 只今のお話の點

は「なす」ならば「なす」「きゅうり」ならば

「きゅうり」の種を種苗業者が得られまし

て、それを苗を仕立てて販賣する場合

と、販賣業者が更にその種を使つてこ

れを苗として仕立てて賣るような問題

とあるのをごさいます、さうな場合

合はまあ大體におさまして前の種を取

締ることによつて後の苗に對する取締

が可成りできると考へております。從

つてその苗を澤山の苗業者が澤山あつ

た場合にはその苗の組合で種を仕入れ

る場合に、豫めその種が良いかどうか

といふことを調べまして、若し必要が

あれば種苗検査所に要求してそれを調

べて貰つて、良い種を使うように指導

するといふふうなことにしまして不

良種苗が賣られることを防ぐことがで

きるのではないかと考へております。

○羽生三三君 もう一つは今申上げた

ようなことに關聯して、私の地方では

農家が種の自家生産をして種苗まで一

貫してやる場合が非常に多いのであり

ます。つまり販賣業者から買つたのでな

しに、農家自身が種を自家生産して種

苗までもつて行くこの場合はどういふ

取扱ひになりますか。

○説明員(加藤要吉) さうな場合に

おいて一々種について調べが行われて

いないわけでありまして、その苗につ

いて何といふんですか、その業者が自分

自身の保證をして賣出すといふことが

行われるわけでありまして、これは良い

種を賣るために良い種であるといふ保

證を貼つけさせることも必要であり

ますが、さうな場合においてはこ

れこれのものであるといふ程度の證明

が行われますので、それが不正さな

ければよろしいといふことになるので

あります。その場合におきましては多

くその業者が從來或いは毎年良い苗を

賣る業者であるかどうかといふことを

はつきりさせることによつて、業者が

それを選ぶ、又はそれを判斷するヒン

トを與えることによつて、目的が達せ

られるものと思ひます。

○木橋三四郎君 ちよつとお伺ひいた

します。先程御説明になりました種苗

検査所支所三三これは本法によつて二

百四十八萬六千圓を要する。それは殆

相當な年限を要しますので、そう急には参らぬわけであります。そういうものは手始めの簡単なものから進めて、改良を續けて行きたいと、こういうふうで考へております。

○河井彌八君 只今御説明がありました、簡単なものばかりでなしに、重要なものからやり始めになることが必要であると思ひます。それから只今の御説明には、政府が品種改良に従事するという點のみをお挙げになりましたが、併し失禮であります、政府ばかりでこのことが出来るのでなく、學者又は民間の最も進歩した方法が採り入れられる。それが十分に尊重せられなければならぬと考へるのであります。そういう點について政府はどう考へておりますか。これは一つの私の氣付きでありますけれども、その他にも寺尾博士のおやりになつておる仕事なども、これは立派なものがあるに對して政府はどういう態度をおとりになしますか、その點を伺ひたい。

○説明員(村田朝郎君) 今の御質問の點、政府としては今までその點についての施設がなかつたわけでありまして、それでこの農産物法におきまして、優良品種又は新系統の育成者の名譽を優遇し、尙或る程度の權利も擁護するという登録制度を採り入れて御審議を願つておるわけでありまして、これによつて民間或いは學校その他いかなるところにおきましても、優良な品種をお

作り願つた方の名譽とその權利を國家的に保護しようというところで、登録制度を設けて、そうしてそういう方の優遇の途を講じようということを考へたわけでありまして。

○河井彌八君 只今農林大臣が指定する種苗のその種類についてお挙げになつたのでありますが、その範圍においても、或いはその以外のものにおいても、外國の品種を採り入れて、そうしてその普及、外國には相當進歩したものが澤山ある。只今支那のものをお話になりましたが、最も學術的に、アメリカ等においては随分立派なものがあつて、それを普及させるということ、それから或いはそういう品種を作つて、更に改良を加へているというふうなことも、最も緊急の必要であると思ひます。そういう點については政府はどういう態度をとられますか。政府御自身の研究法として、どうしてそれに行かなければならぬと思ひますが、そういう民間の仕事に對してただ名譽を與えるとか、或いは或特殊の保護をする、販賣上特許の保護をするというふうなことの他に、もつと實質的の何か獎勵方法を講ずるのであります。その點を伺ひたい。

○政府委員(井上良次君) 河井委員の御質問は御尤もなことでありまして、民間業者のいろいろな品種改良系統の育成等についても指導をして參つておられますが、今後更に民間貿易が開かれますので、あらゆる方面に優良品種、又これに伴うものがござりました

ならば、どん／＼これを輸入いたしまして、そうして政府自らそれらの援助指導を十分いたして行きたい、こう考へておるわけでありまして。

○河井彌八君 政府がおやりになるということは勿論であります、民間のそういう仕事に對して、どういふ保護獎勵をされますか。

○政府委員(井上良次君) これは當然民間の方において非常に熱意を籠め、又組織機構等を擴充いたしまして、相當その地方及びその關係方面に裨益するところ大きいものに對しましては、將來豫算の許す範圍、豫算の方においてもこれを援助いたしてやつて参りたいというつもりであります。只本年は始めてこの法律を作りましたので、さういふ一應系統立てて仕事を始めますので、今年の中に合ひませんけれども、今後におきましては、機構をもつと擴充いたし、尙豫算等においても十分増額をいたしまして萬全を期して行きたい、こういうつもりであります。

○河井彌八君 只今御説明のありましたこの法案の適用範圍は、蔬菜果樹等に限定されているようですが、米とか麥とか甘藷とか馬鈴薯とかいうものについては、指定されないといふことが明かになつたのですが、一體さういふいわゆる蔬菜果樹等のみをこれに指定する。只今申した中で、特に甘藷、馬鈴薯等については、品種なり苗なりというものについては重大なものと考へておるわけでありまして、さういふことについては放つて置かれるのであります。うか、附け加えてこれを伺つて置きたい。

○説明員(村田朝郎君) 只今農林政務次官から御説明のありました種類、こ

れは販賣種苗として検査の取締をする品種であり、名稱登録の方の種類につきましては、これはまだ確定いたしてありません。これは何れ蔬菜、或いは果樹に限られる必要もないと思ひます。従ひましてこれは種苗審査委員会というものが法制上できまして、全國の權威者を集めたその委員會において決めて頂きたい。こういうふうで考へておる次第でございます。

○河井彌八君 只今の御説明ですが、例へば甘藷の苗等につきましては、随分長い間私苦勞しておりましたが、本當に良い苗を政府の規格としてお決めになつていないやうであります、さういふことについてはどういふ取締をなさるのであります、併せて伺つて置きたい。

○説明員(村田朝郎君) 甘藷の苗につきましては、先程政務次官からお話がござりましたやうに、検査の對象とはしてないわけでございます、従ひましてこの規格というやうなものも決らないわけでございます。新品種、新系統というものの育成につきましては、種苗審査委員會で甘藷も入れるといふことになりましたれば、これは入るわけでありまして。

○河井彌八君 先年甘藷の苗の取締について、井野農林大臣から全國に對して一定の規格を指示したことがありますが、併しこれはすでに取締なり指導なりの一歩を進めたものであります、さうして只今の政府委員の御説明によりますれば、さういふこともないかの如くに解せられるのであります、これこそ非常に重大な問題であります、本案には關係ないことになつても、知れませんが、私はもつと深く申上

げたいのであります、この邊で控えますが、併し最も重要な食糧問題の解決として、力のある甘藷の苗につきまして、さういふ態度であつては非常に遺憾だと考へております。その點は本當に農林省は力を入れてやつて頂きたい。井野農林大臣の數年前のときからもう後退してしまつて、放つたらかしてしまつたという感じがするのは、非常に遺憾であります。その點をちよつと申上げて置きます。

○寺尾博士 種苗検査ということは今政府がお考えになつて、さうして農林大臣の指定する種苗の種類を、先程伺つた如く、蔬菜や果樹のやうなものとするという關係におきまして、この種苗検査のことに示されてある説明を、一應普通の常識的に見たときに、大變結構なことのように感じますけれども、これらの蔬菜や果樹といふやうなもの本質について技術的に考へて見ると、この種苗検査といふことが、果してここに現わしておるやうなことに對してこの目的を達し得べきか、頗る疑問であると思はざるを得ないのであります。この検査の對象となる事項は、ここに示されてある通り種苗の種類、品種名、生産年度、發芽率等を記した保證書を添附されるということになつておるのであります。發芽率やなどは宜しい。まあ品種名も何品種だといふ保證を附けること、これも宜しいのであります、そこで検査してなにができるか。恐らく發芽歩合、發芽率等は實際的に比較的短時日の間に鑑定ができる。併しなからこの品種名になります、これはいろいろな問題が出て来るわけですから、例へば練馬大根といふ名は一つの名稱でありま

これにきまつても、優良な品種を

種、又これに伴うものかございました

次官から御説明のありました種類、こ

知れませんが、私はもつと深く申上

大根という名は一つの名稱でありま

す。で農家が或系統を多年選別して
おるような場合には、その農家の持
つておる特殊の系統がある。又多少良
心的な種屋が、優良な原種を持つて、
それを農家に委託生産をして販賣する
ような場合、又そこに特殊の系統があ
る。いずれも練馬大根であるけれど
も、それらの系統の良否によつての裁
培上の効果が著しく違ふわけであ
る。而も又これはこれらの品種にし
ろ、或は同一品種の中の系統にし
ろ、栽培をする地方によつて、又時期によ
つてその品種の価値が違つて来るわけ
です。例へばいたずらに大きな大
根を作れば、それが、市場価値がある
というわけには行かぬのである。市場
に對する供給の關係、供給の時期との
關係、又それを農業經營上に嵌め込む
栽培の期間の關係、それが今後後作に
なを作るか、後作との關係等によつ
て、品種の優良性というものが、米や
麥の場合でもかなり複雑であります
が、蔬菜の場合においては、それぞ
れうまく適合する場面々々があるわけ
であります。どの品種が一番いいと、
例へば「だいこん」なら「だいこん」で
は、或いは「だいこん」の中の練馬では
どの系統が一番良いといふことは、絶
對的のことば言えないのであります。
栽培試験によつてこれをどこかの検査
所で行うといつても、これは米や麥の
ような場合は、栽培の期間、方法等が
ほぼ決まつておりますから、多少試験
ができますけれども、蔬菜になります
といふと、それらの點が非常に複雑で
あります。どんな立派な専門家の審
査委員を何人集めても、その委員の見
識や學識や技術だけによつて決定する
ものじやなくして、栽培上、農業經營

上、市場關係等から實に複雑極まる
ものであります。従つてそれらの點に
この種苗検査が觸れるといふことは、
實際上不可能である。併しながら種と
しては、發芽歩合の如きは構いて見れ
ばわかる、直ぐにわかるのでありま
すけれども、品種の特性になりますと
いふと、そう簡単にはわからぬ、又優
劣をわかつても、優劣のどれがいいの
だといふことを、決定的にはできな
い。それ故にこの蔬菜等については、
外國においても、種苗検査といふもの
は、技術的には成り立つていないと思
う。外國で種苗検査といふのは、非常
にやがましき、古くから存在してあり
ますが、それは主として牧草のような
もの、それから外國では、米、麥、米は
ありませんけれども、「とうもろこし」
や小麦等も販賣種になりますからし
て、これも發芽歩合を、そして外國
の農業經營では、種物を買いますか
ら、これは種苗検査の對象になる。そ
の場合の検査事項は、主として發芽歩
合である、或いは大きな品種の特
性といふようなことには、さういふ機
械的には觸れ得ざるものである、それ
故に長くこの種苗検査についての重要
性を唱えられながら、今日までこの機
構ができていなかったわけでありま
す。にも拘わらず、ここに今政府がこ
ういふ種苗検査所を作ろうと、殊に大
根とか、それらの蔬菜等について指定
しております。このむづかしい技術上の
問題をどうして處理せんとするか。又こ
の苗木類、この苗木の品種の検定等も、
これは果樹の種類によりますと、苗で以
て直ぐ細かい特長がありまして、外觀で
鑑定のできるものも相當ありましよう。
併しそれは極く専門的の検査官による

必要があるわけであります。又新らし
い物等については、必ずしも短時日に
は検定はできない。併しこの品種の苗
木でも、品種といふものの性格である
とか、これは非常に大切なことであり
ますからして、これを困却することは
できないのであります。ここに書いて
あるような種苗検査といふことの方
法において、果してどれだけの效果的
の處理ができるかといふことは非常に
疑問であると思ふのであります。政府
はこの重要な、困難な問題をも、この
方法によつてどういふふうに處理しよ
うといふお考えか。先ず一應そのこと
をお伺いしたい。

○説明員(加藤要君) 只今の御質問に
對してお答えいたします。只今御質問
があつたのであります。仰しやる如
く、この種苗検査に當りましては、特
に農作物の種苗の品質の問題とか、或
いは品質の良否といふものの検査、判
別といふことは非常に困難なものであ
ります。他の商品のようなものであり
ますれば、これはできれば國或いは地
方の團體が、その販賣する商品をすべ
て検査をして、その良否を明かにして
おけば、需要者がそれによつて利益を
受けることが大きいのであります。す
れども、種苗は只今仰しやるが如く、こ
れを検査しようとしたましますと、外
観とか、或いは發芽率といふものにつ
いては比較的簡単にできますけれども、
も、その品質を調べるためには極めて
長い時日を要しますので、これは不可
能なことであります。併しながら種苗
の良否といふものをできるだけ明らか
にいたしまして、需要者に便宜を與え
ることは必要であることも、只今仰し
やつたところであります。そこでこれ

は何といひましても、その種苗を作つ
て賣る生産者或いは生産者團體、又は
種苗業者といふ者それ自身が、自分ら
の計量と自分らの責任でその原種から
育成しまして、それを自分みずから、
或いは農家にこれを渡しまして、種苗
の生産をしておりますので、自分自身
は可なりよく分るのであります。従
まして從來は需要者はその種苗業者の
信用だけに頼つて種苗を求めておつた
のでありますけれども、從來でもない
とは言われませんが、最近のよ
うに非常に種苗の供給が逼迫してお
る時期におきましては、多くの部分がさ
ような信用のある取引が行なわれま
せんで、品質にいたしまして、或いは
その品種にいたしまして、極めてで
たらめなものが横行して來ておるので
あります。従つてこれに對しまして、
一應すべて販賣種苗にはそこに規定し
ましたような事項を表示させる。これ
は必ずしもよい悪いといふことの表示
ではありません、ありのままの表示を
させることを期待しておるのでありま
す。先程お話をいたしましたように、例
えは御質問によつて例を挙げられまし
たように、練馬大根といふようなこと
の表示をさせます。ただ「だいこん」
といふ程度の表示であります。こ
いろ／＼のものがあつては、それ
その品種といふ程度までの表示を期待
しております。勿論その中には或い
は尾長の練馬大根でありますとか、
或いは尻丸の練馬大根でありますとか、
或いは又尾長の練馬大根でありますとか
いふような程度、或いは更にその中に
これは大和種團の尾長の練馬大根であ
るといふことまで、その下にある所の
形で現わすことはいろ／＼要求され
ております。それが又品種の優良性を

決める重要なことになつております。
併しそつたことになつてますと、
表示する業者の中になか／＼これを明
かにできない業者もありましようし、
又取締の場面におきましては、これはな
かなかこれを判別することは困難であ
ります。そこで一應品種といふ程度ま
でこれを表示させまして、その以下の
ものについては目下のところこれをネ
グレクトせざるを得ないのであります。
併し品種程度の表示によりまして可
なり効果があらむものと期待してお
るわけであります。向この場合におきま
して、ここに規定してありますよう
に、特にあとの名稱登録をしたところ
の種苗につきましては、若しそれが系
統まで登録されておるものであります
れば、系統名を現わすことになつてお
ります。これは特に登録種業者が、或
いは登録種業者から許諾を受けたもの
だけが、育成販賣するものであります
から、これは當然限られたものであり
ます。それから、監督も十分に行き、又その
證明も明らかにできるものと考へてお
るわけであります。従いましてこれは
その多くを期待いたしませんけれど
も、最小限度の要求をしておるわけ
であります。又序でながらこの中にあ
りますところの生産地のごときは、例
えば「たまねぎ」の種といひまします
と、岡山縣の「たまねぎ」の種であ
るか、或いは北海道の「たまねぎ」の種
であるか、又は新潟の「たまねぎ」の種と
いふような違いによりまして、同じ品
種でありましても、實際上の種苗の効
果が違ふために、さういふ表示をさせ
ることになつております。又先程特に
御質問のありました果樹の種類の如き
は、その果樹の内容を見ただけではな

かなな種類品種というものを判別することが困難なる場合は少なくありません。又事實上これをした場合におきましては、柑橘の苗のごときは品種だけでは十分ではありませんで、その系統を現わすことが必要とされております。この場合におきましてはこの苗木検査というものは事前に圃場検査を受けることを考へておきますし、又苗木を育成する場合において受けますとこの苗木につきましても、これは苗木については苗木の育成地とか或いは果樹の生産地から移動するようないことがしばしばありますけれども、そういう場合におきましては苗木について、その苗木の取引の場合におきまして、この取締を行います。更にこれは廻りましてこの苗木を採るところの母木、或いは母樹と言いますか、母樹の選定或いは指定ということをしていまして、どこそここの母樹から苗木を採るといふようなことを豫め指導いたしましたし、検査官の連絡によりまして、その苗木がどういふ母樹から、どこそここの何號の母樹から採られたということも十分連絡いたしまして、この検査が行われるようにしなければならぬと考えております。同時にこの検査につきましては、左様な苗木の産地には多年これらの経験のあります熟練した検査員がおりますから、左様なものを囑託いたして、誤りのないことを期して行きたいと考えておるわけでありまして、確かに仰しやるようにこの蔬菜類の苗木というようにものにつきますしては、米麥等の種苗以上に困難性のあることは豫想されますけれども、先ずその程度の表示によりまして、從來被つておりましたところの栽培農家の損害を或

る程度まで防止することがある。又これによつて可なり便宜が受けられるものと考へます。

更に序でながら、これは從來種苗業者というものは、その取引の多くの過程では、保證を保證票というような各前で附けておりました。幾分この内容とは違ふ點もありませんけれども、先ずこういった程度のものは保證されておつたのでありますけれども、今同はこれを總ての取引段階にこの保證取引をすることを決定しておるのであります。そうなりますと、或いは末端において極くさやかな種苗業者がこれだけの保證を出すことが出来るかという問題がありますけれども、これに對しましては末端の最後の需要者が買つてくる段階というものは、何といひましても極めて大事でありますから、これ缺かすことができないのでありますから、左様な場合に左様な小さな種苗業者は大きな種苗業者が保證をつけた種を仕入れて賣る、いわゆる袋詰の種の仕入販賣をすれば、大きな種苗業者の責任によつて保證された種が末端でも買つてくれるというところを考へておきますと、左様な方面につきましては今後十分指導して参りたいと考へます。

○寺尾博君 今の御答辭でもまだ、その點だけでも十分に了解いたした兼ねるのであります。また技術的に伺ひいなければならぬことは多々ありますので、尙詳しいことは次の場合で保留して置きます。ただ一つの場合お伺ひして置きたいのは、種苗検査所というものができて種苗検査をやる。そうすると、ここに何か、つまり種苗検査をやるというところは種苗に關する取締をする、こういう意味に解されるかと思ひます。自然この種苗検査所なり種苗検査事業というものの伴つて、種苗取締規則でもいろいろものが想像されるわけでありまして、この検査した結果、例えば發芽歩合の悪かつた種があったら、これはどうするの、この種苗業者に對してどういふ處置を講ずるの、又品種が正確でなかつたなら、この検査をした結果その種苗業者に對してどういふ處置をするの、ただ検査して、こういう成績であつたというだけでは、別に罰則も何もないというのか、そういう取締規定というものがあつて、初めてこの必要性が、これではただ經費の關係のことだけで、一向分らんとする。その點の御説明をお願いします。

○説明員(村田朝郎君) 検査の問題につきまして、細部にわたりましたは細則を作りまして、實際の實施要綱を決めたいと思つております。ただ先程の御質問の中にありました發芽率等につきまして、初めからその保證票に違つておつたからこれをすぐ罰則に持つて行くというようないことは考へておりませんで、やはりそういう場合は、例えば八〇％という保證票が付いておるのに實際的には六〇％の場合には、これは六〇％に保證票を訂正させる。それでも尙それをきかないというやうな場合には、その次の販賣の停止というやうなことに持つて行くつもりであります。初めは飽くまで指導によつて進めたいというふうに考へておるわけであり

取締をする、こういう意味に解されるかと思ひます。自然この種苗検査所なり種苗検査事業というものの伴つて、種苗取締規則でもいろいろものが想像されるわけでありまして、この検査した結果、例えば發芽歩合の悪かつた種があったら、これはどうするの、この種苗業者に對してどういふ處置を講ずるの、又品種が正確でなかつたなら、この検査をした結果その種苗業者に對してどういふ處置をするの、ただ検査して、こういう成績であつたというだけでは、別に罰則も何もないというのか、そういう取締規定というものがあつて、初めてこの必要性が、これではただ經費の關係のことだけで、一向分らんとする。その點の御説明をお願いします。

○説明員(村田朝郎君) 検査の問題につきまして、細部にわたりましたは細則を作りまして、實際の實施要綱を決めたいと思つております。ただ先程の御質問の中にありました發芽率等につきまして、初めからその保證票に違つておつたからこれをすぐ罰則に持つて行くというようないことは考へておりませんで、やはりそういう場合は、例えば八〇％という保證票が付いておるのに實際的には六〇％の場合には、これは六〇％に保證票を訂正させる。それでも尙それをきかないというやうな場合には、その次の販賣の停止というやうなことに持つて行くつもりであります。初めは飽くまで指導によつて進めたいというふうに考へておるわけであり

○寺尾博君 重ねて今の點についてお伺ひしたいのですが、その程度のことでは、ここに考へられておるところの種苗検査の必要性がどこにあるのか、何ら大した効能がないのじやないかと、これを私は頗る深くするのですが、これが我々に、或る種政府はこの時期において結構な實際的の價値のあるしつかりしたことをやつて下さるといふ、納得のできるやうな十分なる御説明を兼ねてお願いいたします。

○説明員(村田朝郎君) 勿論故意に悪質を以て保證票を曲げて出すという場合は、これは當然罰則適用で行かなければならぬわけでありまして、故意の問題はさういふことで、サンプルの取り方等で違つておつたというやうな場合は、やはり最初のときでありますから、その種苗の販賣を停止したいし、またその停止されたものを、更に保證票を訂正しまして、そして正しい表示をいたしたならば、これは販賣するということに持つて行つていいというふうな考へておるわけであり

○寺尾博君 重ねて今の點についてお伺ひしたいのですが、その程度のことでは、ここに考へられておるところの種苗検査の必要性がどこにあるのか、何ら大した効能がないのじやないかと、これを私は頗る深くするのですが、これが我々に、或る種政府はこの時期において結構な實際的の價値のあるしつかりしたことをやつて下さるといふ、納得のできるやうな十分なる御説明を兼ねてお願いいたします。

○説明員(村田朝郎君) 勿論故意に悪質を以て保證票を曲げて出すという場合は、これは當然罰則適用で行かなければならぬわけでありまして、故意の問題はさういふことで、サンプルの取り方等で違つておつたというやうな場合は、やはり最初のときでありますから、その種苗の販賣を停止したいし、またその停止されたものを、更に保證票を訂正しまして、そして正しい表示をいたしたならば、これは販賣するということに持つて行つていいというふうな考へておるわけであり

○岩本哲夫君 一、二お尋ねいたしたいのですが、この種苗についての價格は、自由價格でありますか、統制をするのか、検査の價格、基準等に準據して、おのずから價格の統制というところを考へられておるのかどうかということをお伺ひしたいのですが、若し自由であつた場合の検査の價格、基準と云ふものは、統制をするという場合の検査の基準、價格というものはおのずから相違するのではないかと、この思ふのですが、そこで検査の價格については、今御専門家の御質問があつたやうであります、私もこの検査の價格

といひますか、基準といひますか、こゝういつたものにもどうも合點の行かないものがあるのですが、地方によつて、多收種性のものとあるとか、或いは美味、或いは形の相違、その他特異性を持つた種苗等におきまして各府縣まちまちの、それ、その地方に過した種苗に對しまして、この價格というものと關聯いたしまして、検査の基準の統一性というものは、各縣ばらばらの検査官に一任するの、統一性を持つのか、その點の關聯性が明確でない。

それからもう一つは、その検査というものは、合格、不合格にするのか、或いは一級、二級、三級というやうな等級制にするのか。只今練馬大根のお話が出ましたが、「だいこん」におきましても、長手の「だいこん」であつたらば一級であるとか、丸いのであつたらば二級であるとかいふたやうな、こゝうした検査の價格というものが非常に明確でない。それから自家菜園というものが現在食糧増産の上において都府を通じて全面的に、政府も奨励されておるし、又我々も大いに努力しておるわけですが、そういうたやうな自家菜園を進めておる素人に向つて、果して検査によつて素人にも便益を與え得るという趣旨でありますか、この點に對しましての検査の價格が明確でないから、非常にこの實行上におきましては疑念を持つ。それから種苗業者の認可標準といひますか、認可の資格というものは、どのようなものを以て認可標準の資格としますか。それからこゝういつた検査制度、取締法規を行うことによつて、さなきだに少ない種苗が一層生産が減退する虞れがあるのではないかという感を深くするのですが、こ

○説明員(村田朝郎君) 今の御質問は、一、二お尋ねいたしたいのですが、この種苗についての價格は、自由價格でありますか、統制をするのか、検査の價格、基準等に準據して、おのずから價格の統制というところを考へられておるのかどうかということをお伺ひしたいのですが、若し自由であつた場合の検査の價格、基準と云ふものは、統制をするという場合の検査の基準、價格というものはおのずから相違するのではないかと、この思ふのですが、そこで検査の價格については、今御専門家の御質問があつたやうであります、私もこの検査の價格

○岩本哲夫君 一、二お尋ねいたしたいのですが、この種苗についての價格は、自由價格でありますか、統制をするのか、検査の價格、基準等に準據して、おのずから價格の統制というところを考へられておるのかどうかということをお伺ひしたいのですが、若し自由であつた場合の検査の價格、基準と云ふものは、統制をするという場合の検査の基準、價格というものはおのずから相違するのではないかと、この思ふのですが、そこで検査の價格については、今御専門家の御質問があつたやうであります、私もこの検査の價格

○説明員(村田朝郎君) 今の御質問は、一、二お尋ねいたしたいのですが、この種苗についての價格は、自由價格でありますか、統制をするのか、検査の價格、基準等に準據して、おのずから價格の統制というところを考へられておるのかどうかということをお伺ひしたいのですが、若し自由であつた場合の検査の價格、基準と云ふものは、統制をするという場合の検査の基準、價格というものはおのずから相違するのではないかと、この思ふのですが、そこで検査の價格については、今御専門家の御質問があつたやうであります、私もこの検査の價格

りましたところの栽培農家の損害を或

検査をやるということは種苗に關する

ります。

うであります。私もこの検査の性格

いかという感を深くするのですが、こ

れに對する御見解を伺いたいと思いま

○説明員(村田朝郎君) 最初の御質問

の種苗についての統制の問題でありま

す。これは戦時中日本種苗配給統制

組合というものによつて全國統制をや

つておつたのであります。ア、ナチ

トラストの關係から解散を命ぜられま

して、現在においては種苗の性質から

考えまして、これを全國的な統制をす

るというような點は非常に困難である

といふことと、それから尙最近の事情

あるとか、或いはこの産であるとか

かいうようなことが、素人にもその袋

に書いてあることによつて分かるわけ

でありまして、自家菜園として使う場

合には非常に便利になるのだからとい

うことを考へております。

それから尙これによつて需給の面に

おいて支障を來しはしないかという問

題であります。最近の種苗の生産

の状況を見ておきますと、「たまねぎ」

等の或る特定のものにつきましては、

まだ非常に窮乏な需給關係になつてお

るものもありますが、大體種苗全體と

して見ますと、相當餘剰のものも出

て來ておるといふやうなことになる

これらは現に組合で餘所へ出さないとい

ふやうな内規でやつております。こ

れは今後輸出の再開において重要なも

のでありますために、そういうものを

普及、或いは育成するために、政府に

おいてこれらのことに對して、みずか

ら優良な品種を作るといふやうなこ

を考へておられないかどうか、この二點

について伺いたい。

○説明員(村田朝郎君) 最初の御質問

の補助の問題でございますが、先程も

ちよつと申し上げましたように政府とし

て現在持つております豫算の中では蔬

菜の原種圃に關する補助金、これは各

都道府縣を通じて流すのでありますし

いうことは、非常に結構だと思つてお

ります。この場合種類によつては、

發芽しない場合に時期を失してしまつ

て、その年には遂に播付ができないと

いうやうなことが起るところがありま

す。先程申しました不意の採取検査を

やりまして、それは数が少いので、

検査を受ける品種には非常な良い物を

出して、後は他から掻き集めて

來た種を市販に廻すといふやうなこ

とも行われると思ひますので、私は今

後日本が農産物、或いはその加工品な

どを海外へ輸出する等においても、責

任のある立場をとるために、發芽そ

他その結果等については、個人なんぞ

○説明員(村田朝郎君) 今の御注意は

全部御尤もなことでもあります。そう

いふに我々としてもできるだけの努

力を拂つて行きたいと思ひます。

○岡村文四郎君 この法律は非常に大

事な法律だと思つておりますが、非常

に物足らなくて、何處考へてもびん

來ない。それで物足らんといふこと

は、御承知のように、蔬菜の種苗は非

常にごまかし易いものです。そこで役

所の方で一生懸命やつて貰つても、誠

にどうもごまかし易いので、業者がご

まかすことに一生懸命ですから、これ

では完全を期せられない。何かうまい

方法がないかと思つておるのですが、

7

律が必要があるのかと思つて私は考へておるのですが、どうですか。

○説明員(村田朝郎君) 今岡村さんのお叱りを受けましたので、實は申譯ないのでありますが、我々としてしましても、實はこの法案の最初におきましては、原種の取締を先にやりたかつたわけでありまして、そうして原種の検定を先にやりまして、それから出て来る種苗の取締を補足として行く。こういう行き方が一番確實にやれるというつもりであつたのでありますが、この點は特別な事情でどうしてもうまく行きません。結局最後の段階で押えられたいではないか。こういうふうに行いたしまして、取敢えず今年はこの法案で嚴密に御審議になりますと、不満足な點があるかと思ひますが、取敢えずこれでやりまして徐々に更に完全なものにして行きたい。とにかく放つておいたのでは各方面に非常な迷惑をかけますし、農産生産の面に支障を來しますから、少しでもいい方に向けておいて、更に完全なものにして行きたい。こういうことで實は御審議願つておるわけです。

○岡村文四郎君 大體私の品質の向上というものは、これは實に大事な仕事なんです。土地の改良ができなくて決して増産できないのだと思ひます。これはこれとして、お出しになつても無用でございますが、御考慮願つてびんと来るようにしておかないと仕様がなない。宜しく御研究願ひたいと思ひます。

○委員(補見義男君) 他にございませんか。

○門田定藏君 簡単に質問したいのですが本法案の種苗業者というのは、種

苗を製造する者だけですか。商人も含めての問題ですか、一つお伺ひしたいと思ひます。

第二は、この取締についてお伺ひしたいと思ひますが、十五名とか何とかの委員というものが擧げられておりますが、全國に亘つて多数の種類の検査というふうなことは、非常にむづかしいと思ひますが、大體原種についてお伺ひしたいと思ひます。原種は、農林省の方で原種を作つてこれを大體全國の業者に配布するということが基本でなければならぬと思ひますが、これについてお考えを承りたいと思ひます。

それから商人についての取締がはつきりせんようですが、永い間役所におつた種が間違つておつて、その結果非常に迷惑してゐる、これらの商人の取締方法について政府の方針が承りたいと思ひます。

入れましての数字になるわけでありませう。

○山崎恒君 今日はこの程度で一つ閉會を願ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○松村眞一郎君 私ほちよつと質問したいと思ひます。それは、この第三條五號に「發芽率」ということが書いてありますが、種苗検査所が検査した結果、その發芽がなかつたということが出るわけですね、これは本人が實は善意でやつた場合にも、私は遺憾せんといかんと思ひます。本人の故意であらうが、過失がなからうが、……それで十三條の第二號の規定の「虚偽の表示」ということは、「不實の表示」に直さな

いといけないと思ひます。虚偽といふことになりますと、意思がないと表示いたしませんから、拔取検査をやつて發芽が悪かつたらその事實で處罰するといふことにしないか、本當の取締りができないのじやないか。私は第十三條二號の「虚偽」ということを「不實」ということに修正しないといけないと思ひます。そういう趣旨であらうと思ひますが、どうですか。

○説明員(加藤要君) 只今の御意見は一應御尤もと思ひますが、やはり知らないでそういうことがあつたといふのに對しては處罰は法律的にも困難だと考えられます。政府といたしましては知らないでもそういうことのないよう

に十分指導に努めるつもりであります。と申しますのは種苗業者の素質を向上するように、あらゆる人を加えまして、只今仰つしやる點につきましては恐らく初めは自分が良い種と思つていたに違ひないのを、それが取扱が悪くて、店頭に暴らして發芽率が低下

するといふこともありまから、これに對しては十分業者が、關係の業者も相成めてやらして行くという方法で實はそれは賄ふことができる。今まではとかく分つておつても種の値段がよくて、不足の種でありますと、それに古種を混ぜるといふことが往々あります。そういうふうなことを嚴に取締れば只今仰しやることは十分解決がつくと思ひます。

○松村眞一郎君 意見の相違でありま

すから、これに對して議論をしません

が、品物の眞實性を保護することにな

ります。例へば、砂糖なら砂糖を賣

ります。この砂糖は分量が九五%であ

るといふことがその砂糖の罐に書いて

あつて、初め作つた九五%が後に九

次會にして頂きたいと思ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員(補見義男君) できるだけ早く片づけたいと思つておりましたが、御希望でございますから、本日はこれにて散會して明日は午後一時から開きたいと思ひます。本日はこれにて散會いたします。

午後二時四十八分散會
出席者は左の通り

委員長 補見 義男君
理事 木下 源吾君
高橋 啓君

委員 太田 敏見君
門田 定藏君
田中 利勝君
羽生 三七君
平沼彌太郎君
岩本 哲夫君
木曾三四郎君
小杉 繁安君
竹中 七郎君
石川 準吉君
岡村文四郎君
河井 彌八君
島村 軍次君
寺尾 博君
徳川 宗敏君
藤野 繁雄君
松村眞一郎君
山崎 恒君
板野 勝次君
廣瀬兵衛君

國務大臣 農林大臣 平野 力三君

政府委員 農林政務次官、井上 良次君

八

す本法案の種苗業者といふのは、種

に、全國約二百数十名の囑託検査員を

驅けて、店頭に暴らして發券率が低下

〇円田定額者 本日はこの程度で後は

農林政務次官、井上 良次君

説明員

農林事務官 村田 朔郎君
(特選部長) 農林技官 加藤 要君

八月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、農産種苗法案(第二十四號)

農産種苗法案

農産種苗法

第一條 この法律において、種苗とは、農作物の繁殖の用に供される種子、果實、莖、根、母本、苗、苗木、樹木又はだいたいで農林大臣の指定するものをいう。

この法律において、種苗業者とは、種苗の販賣を業とする者をいう。

第二條 種苗業者は、その営業所とに、左の事項を當該営業所の所在地の市町村長に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名稱及び住所

二 當該営業所

三 當該営業所において取り扱う種苗の種類

四 前號の種苗の取引に關する帳簿の保管場所

五 その他法令で定める事項

前項の事項中に變更を生じたときも、また同項と同様とする。

前二項の規定による届出は、あらたに營業を開始した場合にあつてはその開始後二週間以内、あらたに營業所を設けた場合にあつてはその設置後二週間以内に、第一項の事項中に變更を生じた場合にあつてはその變更を生じた後二週間以内にこれをしなければならぬ。

ない。

第一項及び第二項の規定による届出があつたときは、市町村長は、農林大臣にこれを報告しなければならぬ。

第三條 種苗は、その包装に左の事項を表示したもの又は左の事項を表示する證票を添附したものでなければ、これを販賣してはならない。但し、揭示その他容易に了解出来る方法を以てその種苗につき、第一號乃至第六號の事項を表示する場合及び種苗業者以外の者が販賣する場合は、この限りでない。

一 表令をした種苗業者の氏名又は名稱及び營業所

二 種苗の種類(接木した苗木にあつては、だいたいの種類を含む。)(及び品種(第七條の規定による登録のあつた種苗については、その名稱)

三 種苗の生産地

四 種苗たる種子及び果實については、採種の年月(外國産のものにあつては、有効期限)

五 種苗たる種子及び果實については、發芽率

六 農林大臣の指定する病害蟲の有無

七 数量

前項第三號の事項の表示は、國內産のものにあつては當該生産地の屬する市町村名を以て、外國産のものにあつては當該生産地の屬する國名を以てこれをしなければならぬ。

量の種苗を集取させることができる。但し、時價によつてその對價を支拂わなければならない。

前項の場合において、種苗業者の要求があつたときは、當該官吏は、その身分を示す證票を示さなければならない。

第五條 農林大臣は、種苗の検査の結果必要があるとき、種苗業者を對し、その業務に關し必要な報告を命じ、又は帳簿その他の書類の提出を命ずることができ、

第六條 農林大臣は、第三條の規定に違反した種苗業者を對し、同條の規定による表示の變更を命じ、又はその違反行為に係る種苗の販賣を禁止することができ、

第七條 優秀な新品種又は新系統の種苗を育成した者及びその相続人は、農林大臣に出願してその種苗の名稱の登録を受けることができる。數人が共同して優秀な新品種又は新系統の種苗を育成したときは、前項の規定による登録は、その育成をした者及びその相続人のうち、これらの者が協議によつて定めた一人の者に限り、これを受けることができる。

被補者、法人の業務を執行する役員又は國若しくは公共團體の公務員がその勤務に關し優秀な新品種又は新系統の種苗を育成した場合において、その育成がその性質上その使用者、法人又は國若しくは公共團體の業務の範圍に屬し、且つ、その育成をするに至つた行為が被補者、法人の業務を執行する役員又は國若しくは公共團體の公務員の任務に屬するものであるときは、その使用者、法人若しくは國若しくは公共團體又はこれらの者の二般承認人は、その育成をした者又はその相続人の同意を得て前項の規定による登録を受けることができる。この場合には、その育成をした者は、同項の規定による登録を受けることができない。

同一の品種又は系統の種苗については、最先の出願者に限り、第一項の規定による登録を受けることができる。

第一項の規定による登録を受けることができる種苗の種類は、農林大臣がこれを定める。

第八條 前條の規定による登録を受ける種苗の名稱は、同一の品種又は系統の種苗につき一名稱とし、他の品種又は系統の種苗に關し使用されている名稱又は種苗若しくはこれに類似の商品に係る登録商標若しくは失効の日から一年を経過しない商標と同一又は類似のものであつてはならない。

第九條 農林大臣は、第七條の規定による登録の出願を受けたときは、種苗審査委員會の審査に付する。

前項の場合において種苗審査委員會が當該出願に係る種苗が優秀な新品種又は新系統のものであると決定したときは、農林大臣は、當該種苗の名稱を種苗登録簿に登録し、出願者に種苗名稱登録證を交付し、且つ、その旨を公示しなければならない。

第七條の規定による登録の有効期間は、前項の登録の日から三年以上十年以下において種苗審査委員會の定める期間とする。

第十條 第七條の規定による登録を受けた者及びその一般承認人以外の者は、當該登録に係る種苗の名稱を使用して、業として當該種苗を販賣してはならない。但し、左の場合には、この限りでない。

一 種苗業者が當該登録を受けた者又はその一般承認人の許諾を得て當該登録に係る種苗を販賣する場合

二 當該登録に係る種苗と同一の品種又は系統のものを當該登録を受けた者よりも先に育成した者が當該種苗を販賣する場合

三 當該登録に係る種苗と同一の品種又は系統のものを育成する方法についての特許権を有する者又はその特許につき實施権を有する者が當該特許に係る方法により生産した種苗を販賣する場合

第七條の規定による登録を受けた者又はその一般承認人は、前項の規定に違反して當該登録に係る名稱を使用している者に對し、その使用を止めるべきことを請求することができる。但し、損害賠償を請求することを妨げない。

第十一條 左の場合には、農林大臣は、當該登録に係る種苗の販賣の停止を命じ、又は種苗審査委員會の審査を経て當該登録を取り消すことができる。

一 第七條の規定による登録を受

けた者が同條の規定による登録を受けることのできない者があつたとき。

二 第七條の規定による登録に係る種苗についての第九條第二項の決定に過誤があつたとき。

三 第七條の規定による登録に係る種苗についての第九條第一項の審査がこの法律に基いて發する命令に違反してされたとき。

四 第七條の規定による登録に係る種苗の素質が第九條第一項の審査があつた當時におけるものと異つたとき。

五 第七條の規定による登録を受けた者又はその一般承継人が當該登録に係る名稱を不正に使用して種苗を販賣したとき。

六 第七條の規定による登録を受けた者又はその一般承継人が正當な理由がないのに三年以上當該登録に係る名稱を使用し、當該種苗を販賣しないとき。

第十二條 種苗審査委員會は、十五人乃至二十人の委員を以てこれを組織する。

委員は、農林大臣の申出により、學識経験のある者の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。

この法律に規定するものの外、種苗審査委員會に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第十三條 左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一 第三條の規定に違反した者

二 第三條の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした種苗を販賣した者

三 第六條の規定による處分に違反して種苗を販賣した者

四 詐偽の行為を以て第七條の規定による登録を受けた者

五 第十條第一項の規定に違反した者

六 第十一條の規定による命令に違反した者

第十四條 左の各號の一に該當する者は、これを一萬圓以下の罰金に處する。

一 第二條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二 正當な理由がないのに第四條第一項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第五條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第十三條又は前條第一號若しくは第三號の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。

附則
この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

この法律施行の際現に種苗業者たる者が第二條第一項の規定によりする届出は、この法律施行の日から二週間以内にこれをしなければならぬ。

商標法の一部を次のように改正する。

第二條第一項に次の一號を加える。

十二 農産種苗法第七條に依り登録セラレタル名稱同一又は類似シテ同一又は類似ノ商品ニ使用スルモノ

八月二十一日日本委員會に左の事件を付託された。

一、岩手縣下の三農用水改良事業を國營とすることに關する請願（第八十八號）

一、福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願（第九十五號）

一、北海道てん菜糖の保護政策確立に關する請願（第九十二號）

一、薪炭の價格に關する陳情（第六十二號）

一、農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第六十三號）

一、食料品配給公團法に關する陳情（第六十七號）

一、農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第六十八號）

一、農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情（第六十八號）

一、農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情（第六十九號）

一、市營競馬の施行に關する陳情（第二百一號）

一、北海道開拓事業に關する陳情（第二百七號）

（第二百二十二號）
（請第八十八號）昭和二十二年八月五日受理
岩手縣下の三農用水改良事業を國營とすることに關する請願
請願者 岩手縣紫波郡志和村長 藤尾太郎外十八名

紹介議員 千田正君外一名
岩手縣における萬九川沿岸用水、神和西部用水山王海農業水利の三改良事業は、國庫の補助を得て實施しては、この事實は規模廣大且つ最高の技術を要し、又事業費の高騰は農民の負擔にたえないものがあり、このままでは事業の完遂を期し得られないので、これが對策として開拓法を早急に實施し、且つこの事業を國營に移し、又國營に移すまでの間は補助を増額せられたいとの請願。

（請第九十五號）昭和二十二年八月七日受理
福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願
請願者 福島縣安達郡大山村長 小沼升吉外六十五名

紹介議員 橋本萬右衛門君
福島縣大山村は、元來山林原野に恵まれない農村であるが、國家の開拓事業計畫による開墾が實施されれば、益々その山林原野は僅少となり、牛馬の飼料、自給肥料の原料たる雜草及び薪炭を求め道なく、村民の死活問題に關係することになるので、本事業を斷然中止せられたいとの請願。

（請第二百一號）昭和二十二年八月九日受理
北海道てん菜糖の保護政策確立に關する請願
請願者 札幌市北四條西一丁目 北海道てん菜糖業審議會副會長 岡村文四郎

紹介議員 岡村文四郎君外二名
北海道のてん菜糖業は、砂糖が國民保健上缺くことのできないこと、寒冷地農業確立のために必要なこと及び終戦後本邦の糖源を北海道以外に求めることができないこと等の理由によつて、著々増産のための努力をしては、世界各國の實例と過去の臺灣糖業の先例にかんがみ、且つは砂糖消費税の國庫に貢獻する處莫大なものがあることを考慮して、北海道てん菜糖増産達成に必要な保護政策を講ぜられたいとの請願。

（陳第六十二號）昭和二十二年七月二十八日受理
薪炭の價格に關する陳情
埼玉縣林業會會長 平沼太郎

各種産業復興の基礎資材である木材の生産を確保し、需給の調整を圖ることは刻下の喫緊事項であるに拘らず、現行木材、薪炭の價格は諸物價及び輸送賃の高騰に比し、極めて矛盾したものであるから陳情書記の計算を參考の上、急速に適正化を圖られたい。また無謀に林地開墾をしないよう配慮を願ひたいとの陳情。

（陳第六十三號）昭和二十二年七月二十八日受理
農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情
新潟縣中蒲原郡十全村農業會會長 安中作市郎外二十八名（外八件）

この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同

た種苗を販賣した者

第二條第一項に次の一號を加え

一、未墾地の開拓事業に関する陳情

北海道てん菜糖の保護政策確立に關す

この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同

である。

(陳第百七十六號)昭和二十二年七月二十八日受理

食料品配給公團法に關する陳情

大阪市東區南本町二丁目一八明

治屋ビル三階社團法人 大阪食

糧會事務所

今回政府が、議會に提出した食料品配給公團法は、陳情書記載の如き理由により絕對反對であつて、若しこれを強

いて實行すれば、かえつて國民經濟の

順順な復興發展を阻害するばかりでな

く、國民生活にも多大の影響を及ぼす

から、同法案の撤回或は根本的修正を

圖らねばならぬ陳情。

(陳第百八十七號)昭和二十二年七月二十九日受理

農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情

岐阜縣養老郡廣幡村農業會 西

脇金一

この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同じである。

(陳第百八十八號)昭和二十二年七月二十九日受理

農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情

靜岡縣田方郡中郷村安久三八〇

全國食糧増產同志會靜岡縣東部

支部長 遠藤直式

食料の絕對量不足を補うため、大井康氏の研究發表による少肥多收「榮養週期週期栽培法」が最も適切であるにも拘らず、固陋なる學者の技術のため充

分な發展がなされられていないので、

國會においてこれを實地調査を行い、

政府をして榮養週期栽培法を普及せし

められたいとの陳情。

(陳第百九十二號)昭和二十二年七月三十日受理

農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情

全國食糧増產同志會三河縣支部

長 中井知一 外十四名

この陳情の趣旨は、陳第百八十九號と同じである。

(陳第百九十二號)昭和二十二年七月三十日受理

市營競馬の施行に關する陳情

函館市長 坂本森一

戰災都市における財源は、自治體本來の使命をさせ放棄せんとする程度に迄

急迫しているから、この状況を救うた

め市營競馬を施行し、公認競馬及び地

方競馬との調節を計りつつ、その實を

舉げるように努めたいから、然るべく

配慮せられたいとの陳情。

(陳第百九十七號)昭和二十二年七月三十日受理

北海道開拓事業に關する陳情

札幌市北四條西一丁目一北海道

農業會會長理事 岡村文四郎

北海道開拓事業が、農林省の所管となつた機會に開拓事業に民間團體を起用し、開拓事業の基本計畫は、その客體である市町村をして統一的且つ自主的に樹立させ、又國營開墾事業の代行に

對しては、それが營利的觀念におちい

ならいよう充分監督し、泥炭地は平坦

且つ地味肥よくであるから重點的に開

墾を行い、營農資金一戸當り拾萬圓を

融資し、入植者の營農指導の徹底を期

する等の點を考慮せられたいとの陳

情。

(陳第百九十九號)昭和二十二年七月三十一日受理

岩手山ろく國營開墾事業に關する陳情

岩手縣盛岡市長 小泉多三郎 外

七十五名

食料危機に直面している折柄、岩手山ろく一帶の地域約十町歩の開墾は、緊

急事であるが、これは發電、治山、治

水等を始め、農村經營上必要な各都

府に對して總合的建設を行う必要があ

り、そのためには周到な計畫と優秀な

技術と多額の費用を要する關係上、縣

獨力では到底事業の完遂を期し得ない

から、國營としてこれを實施されたい

との陳情

(陳第百九十三號)昭和二十二年七月三十一日受理

農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情

鳥取縣岩美郡福部村全國食糧増

產同志會福部村支部長 井手野

成男 外十一名 外二件

この陳情の趣旨は、陳第百八十九號と同じである。

(陳第百九十四號)昭和二十二年八月一日受理

農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情

愛媛縣農業會會長 藥師神岩太郎

外二百七十名 外十一件

この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同じである。

(陳第百九十二號)昭和二十二年八月一日受理

未墾地の開拓事業に關する陳情

高知縣林業會會長 池知義一

第九部 農林委員會會議錄第九号 昭和二十二年八月二十二日(會議)

昭和二十二年十月二十二日印刷

昭和二十二年十月二十三日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局